

士別市総合体育館使用料

1. 占用使用料

(円)

区分			9:00～21:00 1時間につき	開館時間外 1時間につき	冬期加算料 11/1～4/30	
アリーナ	アマチュアスポーツに利用する場合	入場料等を徴収しない場合	幼児、児童、生徒 学生・一般	800 1,100	1,200 1,650	使用料の 40パーセントに相当する額
		入場料等を徴収する場合	幼児、児童、生徒 学生・一般	2,200 2,800	3,300 4,200	
		その他の催物に利用する場合	入場料等を徴収しない場合	営利を目的としない場合 営利を目的とする場合	3,600 12,000	
	入場料等を徴収する場合	営利を目的としない場合 営利を目的とする場合	8,400 20,500	12,600 30,750		
	サブアリーナ	アリーナ使用料の4分の1の額 (100円未満の端数は、これを切り捨てる。)				
	研修室				300	
トレーニング室				300	450	

※日曜、祝日にアリーナ又はサブアリーナを占用利用する場合は、上記料金の20パーセントを加算
(個人利用、入場料を徴収しない場合のスポーツ団体競技を除く。)

※利用時間は1時間単位とし、その時間が1時間に満たない場合は1時間とみなす

※利用時間には、利用のための準備及び原状回復に要する時間を含む

※アリーナの利用面積が1/4、2/4、3/4の場合の使用料は、当該使用料の1/4、2/4、3/4の額とする。また、2階アリーナを利用する場合は1/4として算出(100円未満切り捨て)

※アリーナ、サブアリーナ又はトレーニング室と研修室を併せて利用する場合の研修室の使用料は無料

2. 個人使用料

(円)

区分	午前 9:00～12:00	午後 13:00～17:00	夜間 18:00～21:00	定期券 (3ヶ月)
小学生・中学生	40	40	40	150
高校生	70	70	70	400
一般	100	100	100	800

※市内在住の小中学生は無料

3. 減免基準

主催又は主管		減免率	
1	市又は教育委員会	10割	
2	学校教育関係団体	義務教育関係団体	5割(研修室は10割)
		上記以外の団体	4割(研修室は10割)
3	社会教育関係団体	スポーツ関係団体	6割(研修室は10割)
		上記以外の団体	4割(研修室は10割)
4	社会福祉関係団体	5割(研修室は10割)	
5	その他適当と認めるもの	2割	

※主催者又は主管者が本市以外の者には適用しない

※冬期加算料の減免は、市又は教育委員会が主催又は主管する場合を除き、適用しない